

公 告

分任契約担当
陸上自衛隊小郡駐屯地
第361会計隊長 瀬川 清明

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5S6910K02610	58S41A00214 0001						
品名 または 件名							
大型仮設テント架台							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
5.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
小郡駐屯地				5 施団 本部 3 科			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
小郡駐屯地				令和8年3月31日 (火)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊小郡駐屯地 第361会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和8年3月2日（月）10時30分 陸上自衛隊小郡駐屯地図書室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」は令和7・8・9年度のものであること。
- エ 契約担当官等から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請けについては認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りではない。

(2) 入札の方法

- ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。（郵便入札の場合は別示）
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセント（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 違約金
- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
 - イ 落札者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- (4) 入札の無効
- ア 入札参加資格のない者又は参加制限されている者が行った入札
 - イ 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの
 - ウ 入札執行時刻に遅延した入札
 - エ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 契約書作成の要否
- ア 契約金額が100万円以上は請書、250万円を超える場合は契約書を作成する。
 - イ 適用する契約条項
 - (ア) 「物品売買契約条項」
 - (イ) 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - (ウ) 「暴力団排除に関する特約条項」
- (6) その他
- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、「入札及び契約心得」を確認し入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
 - イ 入札関係委任を受けた場合は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
 - ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に「入札件名、3月2日の入札書在中」と明記するとともに、事前に下記担当まで電話連絡すること。
 - エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊小郡駐屯地第361会計隊契約班事務室及び
西部方面会計隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsd/wae/>)
 - オ 「資格審査結果通知書」写しを入札開始前までに提出すること。競争参加資格(全省庁統一資格)を申請中の場合は、「受付表」等の申請中であることが証明できる書類を入札開始前までに提出すること。
 - カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、「入札及び契約心得」を参照
 - キ 入札場所へのパソコン・タブレット・スマートフォン(画面サイズ6.8インチ以上)の持込は禁止
- (7) 公告掲示場所
小郡駐屯地会計隊、西部方面会計隊ホームページ
- (8) 問い合わせ先
- ア 住所等
〒838-0141
福岡県小郡市小郡2277
TEL (FAX) 0942-72-3161
 - イ 入札に関すること
第361会計隊 契約班 担当 岡本(内線347)

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

名 称	大型仮設テント架台	調達要求書番号	
		作成年月日	令和8年2月18日
		作成部隊	第5施設団本部付隊

1 総 則

本仕様書は、陸上自衛隊第5施設団が訓練において使用する大型仮設テント架台について規定する。また、一般的要求事項として特別な作業技能及び重機が不要な構造、かつ、地上において人員8人により1時間以内で構築が可能な構造であることを前提とする。

2 搬入時期及び場所

(1) 搬入日

令和8年3月31日（火）までに搬入

(2) 搬入場所

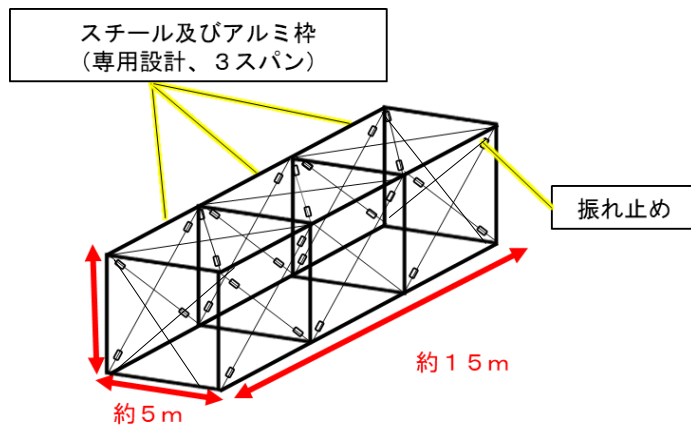
小郡駐屯地（細部は、購入部隊との調整による。）

3 品名、規格、数量

連 番	品 名	規 格	数 量
1	桂フレーム X	50 角 STKR400ZAM パイプ 加工品	1 2
2	桂フレーム Y	50 角 STKR400ZAM パイプ 加工品	1 2
3	上梁フレーム X	50 角 STKR400ZAM パイプ 加工品	6
4	上梁フレーム Y (側面)	50 角 STKR400ZAM パイプ 加工品	2
5	上梁フレーム Y (中央)	50 角 STKR400ZAM パイプ 加工品	4
6	下梁フレーム X	50 角 STKR401ZAM パイプ 加工品	6
7	下梁フレーム Y (側面)	50 角 STKR401ZAM パイプ 加工品	2
8	ベース支柱	Φ48.6STK400 パイプ加工品	1 2
9	ブレース	Φ6ワイヤー+スピーディバックル仕様加工品	2 2
10	塩ビパイプ	VU75	6
11	クランプ角-角 平行加工品	回り止め溶接加工品	4 0
12	Φ48.6単クランプ	スペーサー+ボルト溶接加工品	2 4
13	ガイド付き特殊ボルト M12		5 8
14	スピーディバックル		2 5
15	鉄筋杭	D16 長さ 600	3 4
16	脚 立	伸縮式 5m対応品	2

4 構造・機能

(1) 全体図 (イメージ)



(2) 構造・機能

- ア 内側有効寸法 5 m×5 m×5 m独立フレーム3式
- イ 足場用鋼管 ϕ 48.6と同等以上の強度を有すること。
- ウ 定まった形の再現性を有すること。
- エ 積載荷重(テント荷重)500Kgに耐えられること。
- オ ブレース等で揺れ対策が施されていること。
- カ スパン毎組み立てが可能で、組み立て精度は10mm以内を確保できること。
- キ 風速6mに耐えうる構造であること。
- ク 凹凸地又は泥濘地等での構築が容易であること。
- ケ 足場を必要とせず、脚立のみで高所作業を行い、落下事故等の安全対策がなされていること。
- コ 接合はボルトナットで行い、シンプルな構造で組間違い等のトラブルがないよう工夫がなされていること。
- サ 天幕施工の迅速性を考慮した構造であること。
- シ 溶融亜鉛メッキ同等以上の耐食性を有すること。
- ス 外側の壁面はプレス脱着構造で車両が容易に出入りできること。
- セ 狭所においても施工できること。
- ソ クレーンなどの重機を使用せず構築可能であること。
- タ 構造体の柱ごとにベースを有し浮き上がりを防止するアンカーを打設できる構造にすること。
- チ 夜間照明の無い(ペンライト程度)場所で構築が可能であること。
- ツ 誰でも理解できる組付け手順書を作成すること。
- テ 工法に実績を有するか、もしくは社内検証試験(迅速性、作業性、安全性)を実施し資料を提出し承認されること。
- ト 凹凸地盤でレベル調整できる構造体であること。
- ナ ボルト締め付けに関しては噛みこみ防止処置が施されていること。
- ニ 万一ボルト噛みこみが発生した場合の応急処置が対策されていること。
- ヌ 部品の分別表示がなされていること。

ネ 組付けに必要な異なる関係部品がグループ毎に分類し納入できること。

5 検 査

検査は、契約担当者等の定めるところにより実施する。

6 その他

- (1) 契約相手方は、事前に承認用見本を官側に提出し、承認を得た後、制作するものとする。
- (2) 本使用に記載のない事項及び疑義については官側と調整するものとする。
- (3) 細部の設計図の作成、構築手順及び撤収要領の教育・指導を含むものとする。

7 細部問い合わせ先

陸上自衛隊小郡駐屯地 第5施設団第3科 高津真二

0942-72-3161 内線 234